

内閣総理大臣
菅直人 殿

統計委員会委員長
樋口 美雄

諮問第 16 号の答申
国民経済計算の作成基準の変更について

本委員会は、国民経済計算の作成基準（以下「作成基準」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 変更の適否

国民経済計算の作成基準については、以下の理由を踏まえ、別紙のとおりとすることが適当である。

2 理由

（ストック統計の整備）

内閣府は、平成 17 年基準改定において、有形固定資産の推計について、固定資本マトリックス、固定資本ストックマトリックスを整備し恒久棚卸法（PIM）を導入すること、また、その一環として推計される固定資本減耗について時価評価への移行を行うことについて意見を求めている。

これについては、国際基準である 93 SNA において勧告されている事項であり、内閣府における今回の抜本的な推計方法の見直しは、それに沿ったものであることから、作成基準に恒久棚卸法を用いることを明記することが妥当である。

（自社開発ソフトウェアの資本形成への計上）

内閣府は、平成 17 年基準改定において、自社開発ソフトウェアを資本形成として計上することについて意見を求めている。

これについては、国際基準である 93 SNA において勧告されている事項であり、内閣府における今回の見直しは、それに沿ったものであることから、作成基準に自社開発ソフトウェアを資本形成として計上することを明記することが妥当である。

（育成資産の仕掛品在庫の計上）

内閣府は、平成 17 年基準改定において、育成資産の仕掛品在庫の推計方法を、現行の産出額に一定の割合を乗じる手法から、実際の出荷量から過去の生産量・在庫量を逆算

して推計する実現在庫法（R I M : Realized Inventory Method）に変更することについて意見を求めている。

これについては、従前の課題が解消される適切な推計方法であり、妥当である。

なお、実現在庫法へ変更することについては、国際基準である93SNAの考え方に整合するものであるが、93SNAには個別の推計方法についての記載がないことから、作成基準の変更は要しない。

（F I S I Mの導入）

内閣府は、平成17年基準改定において、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）を本体系に導入し、四半期速報においても推計を行うことについて意見を求めている。

F I S I Mの導入については、国際基準である93SNAにおいて勧告されている事項であり、内閣府における今回の見直しは、その後改定された08SNAをも踏まえたものであることから、作成基準に産出がF I S I Mを含むことを明記することが妥当である。

（公的部門分類の見直し）

内閣府は、①市場性の有無、②政府又は社会保障基金の所有による支配又はその他の根拠による支配という基準を適用し、平成17年基準改定において、公的部門分類を見直すことについて意見を求めている。

これについては、国際基準である93SNAにおいて勧告されている事項であり、内閣府における今回の見直しは、その後改定された08SNAをも踏まえたものであることから、作成基準に公的部門分類に係る基準の内容を明記することが妥当である。

（財政統計整備）

内閣府は、平成17年基準改定において、一般政府部門の実物フロー取引について新たに国際通貨基金「政府財政統計マニュアル2001」に準拠した勘定表を作成し、補足的な表として公表することについて意見を求めている。

これについては、国際比較可能性の確保・向上に資するものであり、妥当である。

なお、当該勘定表の作成は、国際基準である93SNAに記載がなく、また、不整合も生じないことから、作成基準の変更は要しない。

（経済センサス-活動調査に関係する年次推計等の抜本的な見直し）

内閣府は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に盛り込まれた経済センサス-活動調査に関する事項に関連して、平成24年実施予定調査に対応した年次推計の見直しを計画している。

これについては、確報推計に同調査結果を活用しつつ必要に応じて一部生産動態統計等を用いる代替推計により補完するという内閣府より提示された推計方法を更に精緻化することで年次推計に向けた準備作業を進めることが妥当である。

なお、当該推計方法は国際基準である93SNAの考え方に整合するものであるが、推計にいかなる統計を活用するかについては、93SNAには記載がないことから、作成基準の変更は要しない。

3 今後の課題

内閣府は、以下に掲げる08SNAの導入等の課題への対応を進める中で、利用者の意見を踏まえ、作成基準の見直しの検討を行う必要がある。また、作成基準そのものについても、記載事項に粗密があり他に記載すべき事項があるのではないかという意見もあることから、この点に関する見直しについても検討を行う必要がある。

(1) 08SNAの導入

次々回基準改定での本格導入に向け、産業連関表とも連携を図りつつ、内閣府において、国際比較可能性や利用者の利便性に十分配慮し、優先順位を考えた計画に基づき検討を進めることが適当である。その際、次々回基準改定を待たずとも、可能なものについては前倒しして対応することが望ましい。

(2) 経済センサス-活動調査に係る年次推計等の抜本的な見直し

経済センサス-活動調査（平成28年実施予定）に対応した供給・使用表（SUT）の検討やコモディティ・フロー法の見直しを含む基礎統計整備を勘案した年次推計等の抜本的な見直しに関しては、引き続き内閣府において研究を進めることが適当である。

国民経済計算の作成基準

1 概論

- (1) 国民経済計算は、我が国の経済の全体像を、国際比較可能な形で体系的に記録することにより作成する。
- (2) 本基準は、国際連合の定める国民経済計算体系に関する基準に準拠した統計を作成する上で必要となる事項を定める。

2 勘定系列

我が国の経済の全体像については、我が国の経済主体が、定められた期間において、どのような取引（フロー）を行い、資産や負債（ストック）がどのように変化したかについて記録することにより把握される。その際、フローにおいては源泉と使途の側面から、ストックにおいては資産と負債の側面から捕捉し、それぞれの整合性を図る。

このため、次に定める表を作成し、編成し直した上で公表する。

- (1) 経常的取引に関する勘定
 - ア 生産に関する勘定
 - イ 所得の発生に関する勘定
 - ウ 第1次所得の配分に関する勘定
 - エ 所得の第2次分配に関する勘定
 - オ 現物所得の再分配に関する勘定
 - カ 所得の使用に関する勘定
- (2) 資産や負債の蓄積に関する勘定
 - ア 資本取引に関する勘定
 - イ 金融取引に関する勘定
 - ウ その他の資産変動に関する勘定
- (3) 貸借対照表に関する勘定
- (4) 一国経済全体に関する勘定
- (5) 補足的な表

3 分類

経済の全体像をとらえる上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。

- (1) 制度部門別分類

所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類と

して、制度部門別分類を次のように定める。なお、非金融法人企業及び金融機関における公的、民間の区分については、政府又は社会保障基金の所有による支配又はその他の根拠による支配のいずれかを受けているものを公的とする。

ア 非金融法人企業

すべての我が国の居住者である非金融の法人企業や準法人企業が含まれる。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的非金融企業、民間非金融法人企業に区分する。

イ 金融機関

主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務であるすべての我が国の居住者である法人企業及び準法人企業が含まれる。また、金融的性格をもつ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的金融機関、民間金融機関に区分する。

ウ 一般政府

中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府又は社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

エ 家計

生計を共にするすべての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業も含まれる。

オ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨やサービスを提供するすべての我が国の居住者である非営利団体が含まれる。

(2) 経済活動別分類

財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに、経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。

(3) 財貨・サービス別分類

財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産物の3区分ごとに財貨・サービス別分類を定め、当該分類を公表する。

4 記録原則

(1) 発生主義に基づく記録

制度部門間、経済活動間の取引を、原則として、以下の基準により当該取引が実際に

発生した時点において記録する。

ア 生産活動

産出は、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点において記録する。また、中間消費は、財貨・サービスが生産に使用された時点において記録する。

イ 最終消費支出及び資本形成

財貨の所有権が移転し、サービスの提供がなされた時点において記録する。

ただし、在庫の増加については、生産物が購入・生産等の形で取得された時点において記録する。また、在庫の減少については、生産物が売却・中間消費等の形で処分された時点において記録する。

ウ 輸出入取引

居住者と非居住者間で財貨の所有権が移転し、サービスの提供がなされた時点において記録する。

エ 所得の受払

支払義務が発生した時点において記録する。

オ 金融取引

資産負債の所有権が移転した時点、あるいは新たに債権債務関係が発生した時点において記録する。

(2) 市場価格による評価

財貨・サービスの取引は、原則として、市場価格により評価する。市場取引が存在しない場合は、原則として、類似の財貨・サービスの市場価格、またはその生産活動に要した費用による評価を行う。

なお、財貨・サービスの使用は以下の定義による購入者価格、財貨・サービスの産出は以下の定義による生産者価格により評価する。

ア 購入者価格

運輸・商業マージンを含む、財貨・サービスの購入者が最終的に負担する価格

イ 生産者価格

運輸・商業マージンを含まない、財貨・サービスの生産者が最終的に受け取る価格

(3) 最終支出主体主義による記録

購入された財貨・サービスの帰属する主体を、原則として、最終的な購入者によって区分する。

(4) 主要項目における実質価額の記録

国内総生産や国民総所得といった主要な項目について、財貨・サービスの名目価額から価格変動の影響を取り除くことにより、実質価額による評価・記録を行う。

5 記録内容

各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。

(1) 経常的取引に関する勘定

一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア 生産に関する勘定

生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を経済活動ごとに記録し、国内総生産を記録する。

なお、産出には、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）を含む。

本勘定には、以下のものを含む。

- ・固定資本減耗（構築物、機械・設備等生産資産について、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額）に関する項目

イ 所得の発生に関する勘定

生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。

源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。

使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入などに関する項目などを記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、営業余剰に関する項目を記録する。

本勘定には、以下のものを含む。

- ・生産及び輸入品に課される税や補助金に関する項目
- ・営業余剰や混合所得（企業等生産活動により得られる余剰や欠損。このうち、混合所得は、家計部門（個人企業）分）に関する項目

ウ 第1次所得の配分に関する勘定

生産過程への参加または生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第1次所得の各制度部門への配分について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途側に記録した、雇用者の報酬、政府の収入、営業余剰に関する項目のほか、資金、土地及び無形資産等の貸借を原因として発生する所得の移転である財産所得の受取に関する項目を記録する。

使途側には、財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、第1次所得に係るバランス項目を記録する。

エ 所得の第2次分配に関する勘定

現金の移転による、各制度部門間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、第1次所得の分配に関する勘定において使途側に記録した第1次所得に係るバランス項目のほか、所得や富等に課される経常的な税の受取に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経常的な移転の受取に関する項目を記録する。

使途側には、所得や富等に課される経常的な税の支払に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経常的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる可処分所得に関する項目を記録する。

オ 現物所得の再分配に関する勘定

現物の移転による、各制度部門間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目のほか、現物による社会給付その他現物による経常的な移転の受取に関する項目を記録する。

使途側には、現物による社会給付その他現物による経常的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる、現物移転により調整された可処分所得に関する項目を記録する。

カ 所得の使用に関する勘定

各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目などを記録する。

使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目などを記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。

本勘定には、以下のものを含む。

- ・最終消費支出（一般政府が行う個別的消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別的消費財・サービスに

関する支出) に関する項目

(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定

蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産の変動並びに金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア 資本取引に関する勘定

各制度部門における、非金融資産の取得や処分に伴う変動を記録するとともに、資本移転の受払いに関する項目について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純貸出あるいは資金不足を示す純借入に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使用に関する勘定の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払いを記録する。

本勘定には、以下のものを含む。

- ・総固定資本形成（新規に購入した有形固定資産、無形固定資産及び有形非生産資産の改良）に関する項目
- ・固定資本減耗（社会資本に係る分を含む。）に関する項目
- ・在庫品の増減に関する項目

なお、無形固定資産には、ソフトウェア （自社開発ソフトウェアを含む。） に関する支出を含む。

イ 金融取引に関する勘定

各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務である負債の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。

ウ その他の資産変動に関する勘定

各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に関する勘定に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。

量の変動を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保有損失に関する項目などを記録する。

(3) 貸借対照表に関する勘定

各制度部門における、特定の時点における所有資産の価値額と負債の価値額を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

資産側には、所有する非金融資産及び金融資産に関する項目を記録する。

負債及び正味資産側には、所有する負債に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産側の差額として、所有する正味資産に関する項目を記録する。

(4) 一国経済全体に関する勘定

経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、海外との取引を記録する部門を包含した勘定を作成する。

(5) 補足的な表

その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、国民経済計算を作成・利用する上で重要となる項目を記録する。また、ここに含まれるものの一覧は公表する。

6 作成方法の原則等

(1) フローについては、生産面、分配面及び支出面からの推計を行う。生産勘定は、産出構造及び産業別投入構造から国内総生産を推計することで作成し、さらに、所得の発生・分配・使用、資本の蓄積（負債）等を推計することで作成する。

(2) ストックについては、有形固定資産は、資本取引、資本形成及び固定資本減耗等のフローの結果と過去のストックの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、無形固定資産、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。

(3) そのほか、本基準に基づく国民経済計算の具体的な作成方法は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、総務大臣に通知した後、公表する。

7 雑則

(1) 作成頻度

国民経済計算は、毎年少なくとも1回作成する。

また、国民経済計算における最も主要な集計項目である国内総生産及びその主要な内訳項目等については、速報値を四半期ごとに作成する。

(2) 国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応

本基準に基づく国民経済計算と、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準の対応について公表する。

(3) 計数の改定等

国民経済計算は、作成の基礎となる資料の改定等により、必要に応じ計数の改定等を行うとともに、その改定等の理由を公表する。

(4) 基準の変更の検討等

本基準の変更の検討等に当たっては、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に関する国際動向、我が国の経済情勢及び国民経済計算の作成方法や作成の基礎となる資料その他の本基準に係る事項について、必要に応じ研究を行うものとする。

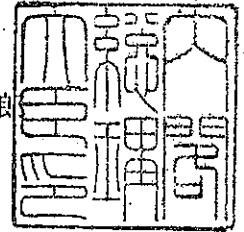
その状況については、必要に応じ統計委員会に報告するものとする。



府経研第 366-2 号
平成 21 年 4 月 13 日

統計委員会委員長
竹 内 啓 殿

内 閣 総 理 大 臣
麻 生 太 郎



諮問第 16 号
国民経済計算の作成基準の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の趣旨等について

1 国民経済計算の作成基準について

国民経済計算は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）（以下「統計法」という。）第 2 条第 4 項の規定による基幹統計であり、国の基本的な政策の立案及び決定並びに経済社会活動の国際比較の際に活用されるなど、極めて大きな社会的影響力を有している。

国民経済計算の作成に当たっては、中立性や客観性を確保するとともに、諸外国との比較可能性を確保することが極めて重要であることから、国際連合の勧告により国民経済計算の体系についての国際基準が設けられている。統計法第 6 条第 1 項の規定において、この国際基準に準拠しつつ、基本的な概念等を定める国民経済計算の作成基準（以下「作成基準」という。）を設定することが定められており、その設定又は変更の際には、同条第 2 項の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

現行の作成基準は、統計委員会答申（本年 3 月 9 日付け府統委第 21 号「諮問第 9 号の答申 国民経済計算の作成基準について」以下「答申」という。）を踏まえて定められ、統計法第 6 条第 3 項の規定に基づき、本年 4 月 1 日付けで内閣府告示第 14 号により公示されている。

2 諮問の趣旨・意見を求める事項

答申において、内閣府は、以下の課題への対応を進める中で、作成基準等の見直しを行うことが必要であると指摘されていることを踏まえ、現行の作成基準の変更について、別添に掲げる事項に関して、統計委員会の意見を求めるものである。

- ①国際連合の基準の改定（08SNA）等国際動向への対応
- ②「公的統計の整備に関する基本的な計画」に盛り込まれる国民経済計算に関する課題への対応
- ③平成 22 年秋以降に公表が予定される平成 17 年基準改定への対応
- ④今般の作成基準に係る審議の過程で明らかとなった、基礎統計の利用や、国民経済計算と基礎統計との連携といった課題についての検討

3 スケジュール（予定）

平成 17 年基準改定への対応や、年次推計等の抜本的な見直しの対応等を円滑に行う観点から、平成 22 年度中目途に答申することを求める。

ただし、平成 17 年基準改定に関連し、特に早急な対応が必要となる一部の課題については、意見の大枠を整理した中間とりまとめを平成 21 年度前半目途に行うことを求める。

意見を求める事項

課題	内容	作成基準中の関係事項
08SNAの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・非金融資産の測定に関する課題 ・金融に関する課題 ・政府・公的部門に関する課題 ・海外に関する課題 等	7 雑則(2) 国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応等
固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法(PIM)による推計の導入等ストック統計等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・PIMの導入、固定資本ストックマトリックス、固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価 ・自社開発ソフトウェアの資本形成の計上 ・育成資産の仕掛品在庫の計上 等	5 記録内容(1) 経常的取引に関する勘定、(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定、(3) 貸借対照表に関する勘定 6 作成方法の原則等(2) 等
FISIMの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・本系列への導入 ・四半期推計における導入の在り方 	5 記録内容(1) 経常的取引に関する勘定、(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定 等
公的部門分類の見直し、財政統計整備	<ul style="list-style-type: none"> ・08SNAにおける判断基準に即した公的部門分類の見直し ・政府財政統計の充実 等	3 分類 5 記録内容(5) 補足的な表 等
経済センサスー活動調査に関する年次推計等の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサスー活動調査(平成28年実施予定)の体系に適合した年次推計方法の確立(基礎統計整備も勘案。SUTの検討やコモ法の見直しを含む。) ・経済センサスー活動調査(平成24年実施予定)の結果利用、基準年等の見直し 等	6 作成方法の原則等(1) 7 雑則(4) 計数の改定等 等

統計委員会 第12回国民経済計算部会 議事概要

1. 日時 平成23年4月27日(水) 16:30~17:05

2. 場所 第4合同庁舎12階 共用1208会議室

3. 出席者

(委員) 深尾京司部会長、首藤恵委員、山本拓委員、岩本康志専門委員、宇南山卓専門委員、高木新太郎専門委員、中村洋一専門委員、藤井眞理子専門委員、宮川努専門委員

(審議協力者) 総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(内閣府、総務省政策統括官(統計基準担当)) 乾統計委員会担当室長、杉山統計委員会担当室参事官、千野総務省政策統括官(統計基準担当) 付統計企画管理官、堀田経済社会総合研究所次長、私市総括政策研究官、豊田国民経済計算部長、二村企画調査課長、鈴木企画調査課課長補佐

4. 議事

(1) 「諮問第16号 国民経済計算の作成基準の変更について」答申案

(2) その他

5. 議事要旨

(1) 前回(第11回)国民経済計算部会での質問事項について

「諮問第16号 国民経済計算の作成基準の変更について」答申案に関する審議に先立ち、内閣府より、08SNAに関する前回部会での質問事項に関し以下のとおり報告があった。

○ オーストラリアが08SNAを導入(2009年)した際、いつまで遡及したか。

→ 同国のGDPは1959年以降について公表されているが、08SNA導入時には、基本的に全期間について遡及改定されている。

○ 各国の導入スケジュールについて、前回部会資料に記載された2014年等の数字は08SNA導入の開始の時期か、それとも完了の時期か。

→ 各国において、勘定の大部分が08SNA概念となる時期、すなわち導入の完了の時期である。また、各国における導入は、基本的に逐次的ではなく一括して行われるものと理解している。

(2) 「諮問第16号 国民経済計算の作成基準の変更について」答申案について

内閣府より資料について説明が行われた。その際、08SNAの導入については以下のような説明があった。

○ 08SNAの導入については、国民経済計算部においても最重要課題と認識。しかしながら、この2年間はSNA部会において17年基準改定にかかわる審議を優先していただいたことや、内閣府における17年基準改定関連の作業が予想以上に膨大となり、審議準備に時間を要したことから、結果的には08SNAについて十分審議していただくことができなかったところ。今後は、答申案の「今後の課題」部分における指摘に沿ってしっかりと対応。具体的には、以下の点について留意した取組を行う。

- ・ 国民経済計算全体が 08SNA に移行するのは、基本的には次々回基準改定とするが、遡及可能性を勘案しつつ対応できるものについては前倒しして導入する。
 - ・ 主要国においてここ数年程度で導入が進むことを踏まえ、国際比較可能性を確保すべく、優先順位を考えた取組を行う。
 - ・ 遡及期間も含め、ユーザーの利便性を確保するよう努める。
 - ・ 各種試算値や参考系列という形も含めて、前倒しして対応できるものは、できるだけ早期に対応。例えば、GDP への影響が大きいと見込まれる R&D 等については本年度から作業を開始し、検討結果は前広に情報提供。
- これらの取組を着実に進めるため、包括的な作業計画の検討を早急に開始。全体の導入に向けた道筋をお示しできるのは、この最初の包括的な検討の結果、ある程度、個別の作業内容の見込みについて整理がついた段階となるものと考えられる。なお、これらの作業を遂行する上では、喫緊の課題である 17 年基準改定基準改定や経済センサスへの対応に支障が出ないように配慮する。

その後、以下のような質疑応答があった後、提示された答申案を部会として了承した。また、部会長より、次回統計委員会において答申案を諮り、とりまとめをお願いする旨の発言があった。なお、ストックワーキンググループについては、部会長より、諮問第 16 号に関する審議が終了することに伴い廃止となるとの説明があった。

- 主要先進国は向こう数年で 08SNA への移行が完了するということだが、日本はこのままいくと 2016 年となり、導入が遅くなるのではないか。この点についてどう考えるか。
- オーストラリア以外の国では、米国が 2012～2013 年、EU が 2014 年となっている。日本については、次々回基準改定の時期はまだ決まっていないが、それを待たずとも可能なものについては順次前倒しして対応していく方針。
- 例えばストック統計の整備については、作業の過程で得られる中間生産物も多く、有益な情報が多かったため、中間生産物についても何らかの方法で公表して欲しい。
- 試算値、参考系列としての公表の他、「季刊 国民経済計算」を含め、検討の成果を前広にお出しして参りたい。
- 08SNA の項目をどの程度導入したら、08SNA へ移行したと言えるか。
- どこまで導入したら移行したことになるかの一義的な基準はないが、統計の国際比較の観点から、主要国が導入した項目は極力導入する姿勢が大切であると認識。
- 08SNA 導入を含め、国民経済計算の整備を行っているというメッセージを国際的に発信することが重要。
- 基本計画にあるように、次々回基準改定で 08SNA を導入したと言えるように準備をしていくことが必要。また、研究成果の英文による広報活動も可能な限り行う考え。

※ なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性があります。